

諮問番号：令和5年度高行審諮問第1号

答申番号：令和5年度高行審答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきとの審査庁の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 請求の要旨

高知市長が行った令和5年3月31日付けの審査請求人に対する戸籍の附票の写しの不交付（4中央窓第2365号）を取り消すとの裁決を求める。

(2) 主張

審査請求人は、審査請求書、反論書、再反論書及び口頭意見陳述において、以下の点において処分庁が行った処分は違法又は不当であると主張している。

ア 交付対象者（本件交付請求の対象とされた者をいう。以下同じ。）は、認知機能に障害を有しており、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号（需給）・自治振第150号。以下「事務処理要領」という。）第5－10に定める措置（以下「支援措置」という。）の申出について意思決定を行うことは不可能であることから、当該申出自体が効力を有していないため、当該申出に基づいて行われた支援措置の対象者である旨の登録（以下「登録」という。）も効力を有しないこととなり、たとえ支援措置の必要性の確認が適正に行われたとしても、当該登録がそのことによって有効となるものではない。

イ 支援措置の実施を求める旨の申出は、任意代理人又は法定代理人でもない権限のない者によって記載されて申請された可能性があるため、当該申出の有効性を確認する場合は、当該申出の申出書の署名の筆跡が交付対象者のものかどうかを確認する必要がある。

ウ 事務処理要領第5－10－コー(イ)に定められている戸籍の附票の写しの交付の取扱いは、登録が有効であることを前提とするため、登録が無効である以上、当該取扱いの適否は結論に影響を及ぼさず、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第20条第1項の権利が侵害されている。

エ 本件処分は、無効な登録に基づいて行われた点で違法であるため、本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下の点により、本件処分は違法又は不当に行ったものではないと主張している。

- (1) 交付対象者に係る支援措置の必要性については、他の市区町村で確認されており、そのことをもって支援措置の申出書の転送を受けた処分庁は、原則として支援の必要性があることとする取扱いとして差し支えないことは事務処理要領第5-10-オで定められており、それを覆す特段の理由もない。
- (2) 支援措置の実施を求める旨の申出は、任意代理人又は法定代理人が申請する場合もあるため、支援対象者本人が申出書に必ず署名しているというのではなく、申出書の転送を受けた市町村では、申出の有効性については、申出書及び添付書類がそろっているかの書類審査を行っている。
- (3) 支援措置対象者に係る戸籍の附票の写しの交付の取扱いについては、事務処理要領第5-10-コー(イ)に定められており、審査請求人は、法第20条第3項各号に掲げる者に該当しないため、本件処分を決定しているものである。
- (4) 上記に記載のとおり、本件処分に違法又は不当な点はないため、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

3 審査庁の判断

審理員による審理員意見書における判断と同様に、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、裁決で、本件審査請求を棄却することが適当であると考えます。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 本件処分に係る法令等の規定

- (1) 法第20条第1項は、市町村が備える戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができると規定している。
- (2) 法第20条第3項は、市町村長は、同条第1項及び第2項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者その他戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、戸籍の附票の写しで法第17条第2号から第6号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができると規定している。

- (3) 事務処理要領第5-10は、住民基本台帳の閲覧等について、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（以下「DV等」という。）の加害者（以下「加害者」という。）が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用してDV等の被害者（以下「被害者」という。）の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第20条第1項等の規定に基づき、市町村長が講ずる措置について規定している。
- (4) 事務処理要領第5-10-エは、支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、支援措置の申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、申出書の写しを当該他の市町村に対して転送すると規定している。
- (5) 事務処理要領第5-10-オは、事務処理要領5-10-エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして支援の必要性を確認するとしており、この場合において、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないと規定している。
- (6) 事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)は、市町村長は、支援措置対象者に係る戸籍の附票（支援措置対象者に係る部分。また、削除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写しの交付について、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合、不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第20条第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否すると規定している。

3 判断

- (1) 審査請求人は、交付対象者は、認知機能に障害を有しており、支援措置の申出自体が効力を有しておらず、また、申出書は任意代理人又は法定代理人でもない権限のない者によって記載された可能性があることから、当該申出に基づいて行われた登録は無効であり、無効な登録に基づいて行われた本件処分は違法であると主張している点について検討する。
- (2) 事務処理要領上の支援措置の運用について

住民基本台帳等に関する事務は、自治事務であって、国の機関等の指導監督を受けるものではないが、その事務の処理に当たっては市町村相互にわたる事項も多く、全国的に統一された取扱いがされた方が合理的な場合も少なくないことなどから、国は、市町村に対し、法の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとし（法第31条第1項）、住民基本台帳等の運用に関して事務処理要領を定めている。このような法の趣旨等に照らせば、各市町村長は、その定めが明らかに法令の解釈を誤っているなど特段の事情がない限り、事務処理要領により事務処理を行うことを法律上求められているというべきである（最高裁平成7年（行ツ）第116号平成11年1月21日第一小法廷判決・

集民191号127頁参照)。

事務処理要領においては、市町村長は、加害者が、住民票の写しの交付等の制度を不当に利用してDV被害者等（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものをいう。以下同じ。）の住所を探索することを防止し、もってDV被害者等の保護を図ることを目的として、法第12条第6項及び第20条第1項等の規定に基づき、支援措置を講ずるものとされている。この支援措置は、DV被害者等の申出に基づいてDV被害者等及び加害者をあらかじめ把握し、法第12条第6項及び第20条第1項等の運用に反映させようとするものであり、住民に関する記録の適正な管理を図るという法の目的（法第1条）に合致するとともに、国及び地方公共団体は、配偶者暴力防止法に基づきDV被害者等の適切な保護を図る責務を果たす（配偶者暴力防止法第2条及び第9条）という観点からも合理性を有するものである（名古屋地方裁判所平成31年（行ウ）第17号令和2年2月27日判決参照）ことから、処分庁が、事務処理要領に従って戸籍の附票の写しの交付を行うことについて、不合理な点はない。

(3) 審査請求人の主張について

加害者は、DV被害者等に対して強い執着心を抱いていることが通常であり、DV被害者等の住所等の個人情報漏えいすることはDV被害者等の生命又は身体に危険に直結するおそれがあると考えられ、事務処理要領が支援措置の実施を求める旨の申出がされた場合に、当初受付市町村長は、警察等の意見を聴取し、又は保護命令決定書等の提出を求めることにより支援の必要性を確認し、それ以上に、加害者の言い分を聴取するための規定や、加害者に関する調査をするための規定を設けていないのも前記のような点を考慮したものと考えられる（前掲名古屋地方裁判所判決参照）。

そうすると、処分庁としては、事務処理要領5-10-オの定めるところに従い、申出書及び添付書類がそろっているかの書類審査を行うとともに、当初受付市町村長における支援の必要性の確認をもって、処分庁における支援の必要性を確認すれば足り、これ以上に当該申出自体の有効性、署名の筆跡確認等の当該申出に係る事実関係についての調査等を行うべき義務はないと考える。

したがって、本件においては、他に当該申出書の有効性について疑義を抱かせるような具体的事情も認められないことから、当初受付市町村長から転送を受けた支援措置の申出書の写しをもって交付対象者に対する支援の必要があるとして行われた本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

第4 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

令和6年1月11日 諮問書を受理

令和6年3月5日 第1回審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

当審査会に提出された諮問書の添付書類等によれば、本件審査請求に関する審査庁及び審理員の審理の経過は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和5年5月9日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- (2) 処分庁は、令和5年6月22日付けで、審理員に対し弁明書及び証拠書類等を提出した。
- (3) 審査請求人は、令和5年7月12日付けで、審理員に対し反論書を提出した。
- (4) 処分庁は、令和5年8月9日付けで、審理員に対し再弁明書を提出した。
- (5) 審査請求人は、令和5年8月30日付けで、審理員に対し再反論書を提出した。
- (6) 審査請求人は、令和5年10月3日付けで、審理員に対し証拠書類を提出し、口頭で意見陳述を行った。
- (7) 審理員は、令和5年12月26日付けで、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録を提出した。
- (8) 審査庁は、令和6年1月11日付けで、本審査会に対し諮問を行った。

以上のとおり、本件審査請求に係る審査庁及び審理員の審理手続については、行政不服審査法の規定に従い適正な審理手続が行われたものと認められる。

2 本件審査請求の争点について

当審査会においては本件審査請求における争点として、本件処分に違法又は不当な点があるか、について検討する。

- (1) 本件審査請求において、審査請求人は、本件処分について、交付対象者は、認知機能に障害を有するため、支援措置の意味を理解し、その理解に基づいて意思決定をするに足る判断能力を有していないことから、支援措置の申出自体が効力を有しておらず、また、申出書は任意代理人又は法定代理人でもない権限のない者によって記載された可能性があることから、当該申出に基づいて行われた登録は無効であり、無効な登録に基づいて行われた本件処分は違法であると主張する。

しかしながら、国が住民基本台帳等の運用について定めた事務処理要領に従って戸籍の附票の写しの交付を行うことについて不合理な点はなく、処分庁としては事務処理要領第5-10-オの定めるところに従い、申出書及び添付書類がそろっているかの書類審査を行うとともに、当初受付市町村長における支援の必要性の確認をもって、処分庁における支援の必要性を確認すれば足り、これ以上に当該申出自体の有効性、署名の筆跡確認等の当該申出に係る事実関係についての調査等を行うべき義務はないと考える。

したがって、本件においては、他に当該申出書の有効性について疑義を抱かせるような具体的事情も認められないことから、当初受付市町村長から転送を

受けた支援措置の申出書の写しをもって交付対象者に対する支援の必要があるとして行われた本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 以上から、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

3 調査審議を行った合議体の委員氏名

審査長 林 良太

委員 岡田 健一郎

委員 長沢 健次